

競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱

平成17年10月 1 日

目次

- 第1節 総則（第1条・第2条）
- 第2節 資格の審査（第3条―第8条）
- 第3節 工事等の施行手続（第9条―第13条）
- 第4節 工事等の契約の手続（第14条―第21条）
- 第5節 建設工事及び監理の委託契約の手続（第22条・第23条）
- 第6節 契約の締結（第24条―第33条）
- 第7節 契約の進行管理（第34条―第36条）
- 第8節 検査（第37条―第49条）
- 第9節 請負代金の支払（第50条―第52条）

附則

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市が発注する請負工事又は請負業務の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する資格を得ようとする者の審査並びに請負契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事務執行規則 加賀市事務執行規則（平成17年加賀市規則第6号）をいう。
- （2） 財務規則 加賀市財務規則（平成17年加賀市規則第35号）をいう。
- （3） 選考委員会 加賀市請負等業者選考委員会設置規程（平成17年加賀市訓令第23号）により設置された委員会をいう。
- （4） 資格に関する公示 加賀市建設工事の競争入札参加資格等を定める要綱（平成17年加賀市告示第12号）をいう。
- （5） 契約約款に関する公示 加賀市建設工事標準請負契約約款（平成17年加賀市告示第13号）をいう。
- （6） 前金払に関する基準 公共工事の前金払に関する基準をいう。

- (7) 担当部長 事務執行規則第3条第1項の規定により、この要綱に関する事務を分掌する部の部長、教育長及び消防長をいう。
- (8) 担当課長 事務執行規則第3条第1項の規定により、この要綱に関する事務を分掌する課の課長、教育委員会庶務担当課長及び消防本部総務担当課長をいう。
- (9) 担当職員 事務執行規則第3条第6項の規定により、この要綱に関する事務を分掌する職員、教育委員会事務局職員及び消防本部職員をいう。

第2節 資格の審査

(申請書の受理)

第3条 競争入札に参加する資格を得ようとする者（以下「入札参加資格申請者」という。）が資格に関する公示に基づき申請書を提出したときは、次に掲げる事項を念査の上、これを受け付けるものとする。

- (1) 申請書の記載事項
- (2) 添付書類及び記載事項

(資格審査)

第4条 入札参加資格申請者の資格審査は、資格に関する公示による審査項目において、別表第1に掲げる計算方式により得た数値（以下「総合数値」又は「客観的数値」という。）に基づき行うものとする。

- 2 経常共同企業体については、前項の規定により算出した総合数値に10パーセントを加えるものとする。

(等級の格付)

第5条 建設工事に係る入札参加資格申請者の等級の格付は、前条の規定により定めた客観的数値に主観的数値を付加して行うものとする。

- 2 前項の主観的数値は、別表第2に基づき入札参加資格申請者の申請により付加するものとする。ただし工事成績評点（付加数値が負の値となるものに限る。）及び指名停止措置の項目については、申請の有無にかかわらず付加するものとする。
- 3 前項の申請は、資格に関する公示に基づく申請に併せて行うものとする。
- 4 等級の格付は、客観的数値及び主観的数値に従って別表第3に基づき行うものとする。

(等級の格付の特例)

第6条 前条の規定による等級の格付をする場合に、入札参加資格申請者の営業経歴及び営業成績その他申請書類の内容等によって相当の理由があると認められるときは、これらの事項を考慮して審査数値及び総合数値にかかわらず上位又は下位に格付することができる。

(審査及び格付の決定)

第7条 入札参加資格者の資格審査及び等級の格付は、選考委員会に諮った後市長の決裁を得て決定する。

2 前項の規定により競争入札に参加する資格を与えることを決定した者（以下「有資格者」という。）は、入札参加資格者名簿に登載するものとし、このうち格付をした有資格者に対しては、格付した等級を通知するものとする。ただし、資格に関する公示第5条ただし書により申請期間以外で、同公示第2条の申請をした入札参加資格申請者を追加登録するときは、この限りでない。

(資格の変更等)

第8条 有資格者の住所、商号、代表者氏名、営業内容及び資本金等に変更があった場合は、その都度有資格内容の変更を届出させるものとする。この届出により格付が著しく不適當であると認められる場合は、等級の格付を変更することができる。

2 有資格者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定に該当することになった場合は、直ちにその者を入札参加資格者名簿から抹消するとともにその者に通知するものとする。

第3節 工事等の施行手続

(工事等の施行委託)

第9条 予算担当部長は、工事等の設計及び施行を施工担当部長に委託しようとするときは、工事等施行依頼簿により当該施工担当部長に依頼するものとする。

(設計図書の作成)

第10条 設計図書は、次に掲げる事項により作成し、精査しなければならない。

(1) 設計者の職氏名と押印、精査した職員及び担当課長の押印

(2) 設計年月日の記入

ア 工事等の所要日数の記入

イ 工事等概要の記入

ウ 特記仕様の記入

2 業者に委託した設計図書についても前項に準ずるものとする。

(小額工事等の取扱い)

第11条 請負工事等を施行する場合において、次に掲げる工事等（以下「小額工事等」という。）は、前条の規定にかかわらず設計図書の作成を省略することができる。ただし、当該工事が国又は県の補助を受けて行う場合は、この限りでない。

(1) 1件200万円未満の土木関連工事又は土木関連業務委託

(2) 1件200万円未満の建築関連工事又は建築関連業務委託

(工事等の施行伺)

第12条 予算担当課長は、工事等の施行をしようとするときは、財務規則に定める手続の後次に掲げる書類を添付して契約担当課長に契約を依頼するものとする。

(1) 単価抜き設計書及び図面

(2) 設計書を必要としない場合は、設計図書又は特記仕様書

(3) 委託業務の場合は、特記仕様書

2 工事等の施行が前条に規定する小額工事等に該当する場合は、前項に規定する手続のほか、見積及び審査報告書による手続の上、行うものとする。

(単価契約依頼)

第13条 施工担当部長又は予算担当部長は、次に掲げる単価契約を必要とするものについては、設計図書を添付して契約担当部長に対し、契約依頼をしなければならない。

(1) 舗装道補修工事

(2) 道路測量委託

(3) 道路改良工事に係る設計委託

(4) 前3号に掲げるもののほか、単価契約による方が有利な工事等

第4節 工事等の契約の手続

(契約の方法等)

第14条 契約担当課長は、契約の依頼を受けた工事等の契約の方法について、業者選考・入札（見積）執行伺票により事務執行規則に定める所定の手続を行うものとする。ただし、小額工事等の場合は、上記手続のほか、見積及び審査報告書による手続を行うものとする。

(指名の基準)

第15条 前条の契約の方法を指名競争入札により行う場合において、第7条第2項の規定により作成された入札参加資格者名簿に登載された者を指名するものとする。この場合、資格に関する公示により工事の種類及び予定金額で格付されている工事（以下「格付工事」という。）を指名競争入札に付するため業者を指名するときは、格付をした有資格者のうちから別表第3の基準に基づき指名しなければならない。

2 前項の規定により、指名するときは、次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 工事等の種類の許可又は登録の有無
- (2) 過去の工事等の成績
- (3) 手持ちの工事等の状況
- (4) 当該工事等の地理的条件
- (5) 当該工事等の施行についての技術的適正
- (6) 不誠実な行為の有無
- (7) 経営状況
- (8) 工事施行能力
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況

3 別表第3の表の等級がA又はBである工事については、前項第4号の事項は考慮しないものとする。

(指名の特例)

第16条 格付工事を指名競争に付するため、業者を指名する場合で、次の各号のいずれかに該当する場合には前条の規定にかかわらず、直近の上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。この場合の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

- (1) 当該工事の施行期間を短縮する必要がある場合
- (2) 当該工事の地理的条件に該当する有資格者が少数で適正な入札が確保できないと見込まれる場合
- (3) 過去の工事成績が特に優秀な者で当該工事の施行能力を充分有すると見込まれる場合

(4) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別に必要があると認められる場合

2 特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は、等級に関係なく指名できるものとする。

(優良業者への配慮)

第16条の2 加賀市優良建設工事表彰要綱(平成17年告示第16号)に基づく優良建設工事の表彰を受けた業者(共同企業体においては、その構成員である業者を含む。)のうち、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る本社(主たる営業所)が市内に所在する業者については、対象工事の工種区分における当該業者を格付した等級において、直近上位又は直近下位となる等級に係る工事の競争入札に参加できるよう配慮することができる。ただし、期間は優良建設工事の表彰を受けた日から1年間とし、その間に指名停止その他の処分を受けたときはこの限りではない。

(指名停止の基準)

第17条 指名停止に関し必要な事項は、別に定める。

(設計図書の閲覧等)

第18条 工事等を競争入札に付すときは、入札執行前において参加する業者に対して設計図書を閲覧させるとともに、必要な場合には現場説明を行うものとする。

2 前項の規定は、随意契約による見積書を徴する場合についても準用する。

(競争入札の執行日)

第19条 工事等の競争入札の執行日は、毎週火曜日とする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(小額工事等の予定価格の決定)

第20条 第11条に規定する小額工事等に該当する場合の予定価格は、財務規則第125条から第127条まで及び第138条の規定にかかわらず施工担当課の担当職員が審査し、担当課長が定めた工事等見積額の適正な審査額を予定価格とするものとする。

(競争入札の回数等)

第21条 工事等の競争入札の回数は、2回までとする。ただし、落札が見込まれ

る場合で、入札参加者があるときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により、競争入札を執行するとき、必要と認める場合には施工担当部の職員等を立ち合わせることができる。

第5節 建築設計及び監理の委託契約の手続

(契約の方法及び業者選考)

第22条 建築工事及び設備工事の設計並びに監理業務を随意契約によって行うときは、財務規則第137条の規定に基づき見積りを徴収するものとする。ただし、1件200万円以上のものの業者選定については、選考委員会に諮るものとする。

(予定価格)

第23条 前条の規定により契約を行うときは、財務規則第138条の規定に基づき予定価格を定めるものとする。ただし、国、県等の補助要件により財務規則第138条により難しい場合は、当該要件を準用するものとする。

第6節 契約の締結

(契約の締結伺等)

第24条 契約担当課長は、依頼を受けた工事等の契約の締結については、競争入札の落札結果又は随意契約の見積結果に基づき、契約締結伺票により事務執行規則に定める所定の手続を行うものとする。

- 2 前項の手続と同時に予算担当部長及び施工担当部長に対して落札結果又は見積結果を契約結果通知書により通知するものとする。

(契約書の書式)

第25条 工事等の契約書は、次に掲げるものにつき標準となるべき書式を定める。

- (1) 工事請負契約書(様式第1号)
- (2) 工事変更請負契約書(様式第2号)
- (3) 業務委託契約書(様式第3号)
- (4) 業務委託変更契約書(様式第4号)
- (5) 請書(発注書)(様式第5号)
- (6) 変更請書(変更発注書)(様式第6号)

(契約書に定める手続の帳票書式)

第26条 契約約款に関する公示及び前条に定める諸手続のため提出する諸帳票の書式は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事工程表(様式第7号その1、その2)

- (2) 施工体制台帳（様式第8号その1、その2、その3、その4）
- (3) 再生資源利用計画書（実施書）（様式第9号）
- (4) 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式第10号）
- (5) 安全・訓練等実施状況報告書（様式第11号その1、その2、その3、その4、その5）
- (6) 監督員専任（変更）通知書（様式第12号）
- (7) 配置予定現場代理人・主任技術者届（様式第13号）
- (8) 現場代理人及び主任（監理）技術者等専任（変更）届（様式第14号）
- (9) 現場代理人の兼務確認申請書（様式第15号）
- (10) 主任技術者の兼務承認確認申請書（様式第16号）
- (11) 主任技術者の兼務に係る事前審査申請書（様式第17号）
- (12) 建設業退職金共済制度掛金収納書届（様式第18号）
- (13) 施工計画書（様式第19号）
- (14) 指示（承諾）書（様式第20号）
- (15) 協議書（様式第21号）
- (16) 措置請求書（様式第22号）
- (17) 措置決定通知書（様式第23号）
- (18) 材料検査願（様式第24号その1、その2）
- (19) 見本資料指定材料確認願（様式第25号その1、その2）
- (20) 段階確認書（様式第26号）
- (21) 立会確認書（様式第27号）
- (22) 工事履行報告書（様式第28号）
- (23) 工事報告書（様式第29号その1、その2、その3、その4、その5、その6、その7）
- (24) 工事週報（様式第30号）
- (25) 事故速報（様式第31号）
- (26) 事故報告書（様式第32号）
- (27) 確認願（様式第33号）
- (28) 調査結果通知書（様式第34号）
- (29) 設計図書訂正・変更通知書（様式第35号その1）
- (30) 設計図書訂正・変更同意書（様式第35号その2）

- (31) 工期延期願（様式第 3 6 号）
- (32) 工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求（様式第 3 7 号）
- (33) 工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更による協議日（様式第 3 8 号）
- (34) 工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（様式第 3 9 号）
- (35) 工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知（様式第 4 0 号）
- (36) 工事完成届（様式第 4 1 号）
- (37) 中間検査願（様式第 4 2 号）
- (38) 前金払請求書（様式第 4 3 号）
- (39) 中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第 4 4 号）
- (40) 中間前金払認定請求書（様式第 4 5 号）
- (41) 部分払い申請書（様式第 4 6 号）
- (42) 工事出来形調書（様式第 4 7 号）
- (43) 工事引渡書（様式第 4 8 号）
- (44) 創意工夫・現場条件への対応・社会性等に関する実施状況（様式第 4 9 号
その 1、その 2）
- (45) 使用機械確認願（様式第 5 0 号）
- (46) 業務工程表（様式第 5 1 号その 1、その 2）
- (47) 管理技術者等選任（変更）届（様式第 5 2 号）
- (48) 資格及び経歴書（様式第 5 3 号）
- (49) 業務計画書（様式第 5 4 号）
- (50) 借用書（様式第 5 5 号）
- (51) 受領書（様式第 5 6 号）
- (52) 身分証明書交付願（様式第 5 7 号）
- (53) 従事者名簿（様式第 5 8 号）
- (54) 履行期間延長願（様式第 5 9 号）
- (55) 業務履行報告書（様式第 6 0 号）
- (56) 業務完了報告書（様式第 6 1 号）
- (57) 前金払請求書（様式第 6 2 号）

(58) 業務引渡書（様式第 6 3 号）

(59) 工事、業務に必要なその他の諸帳票書式は、別に定める。

- 2 契約約款に関する公示第 3 条に規定する工事工程表及び前条第 1 項第 3 号の業務委託契約書に定める業務工程表については、1 件の請負金額が 200 万円未満で、かつ、契約期間が 60 日未満の場合これを省略することができる。ただし、国、県等の補助要件により上記により難い場合は、この限りでない。

（契約の保証）

第 2 7 条 工事の請負契約を締結する場合は、契約保証人の代わりに次に掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付（契約約款に関する公示第 4 条第 1 項第 1 号）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供（契約約款に関する公示第 4 条第 1 項第 2 号）
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等の保証（金銭保証人。契約約款に関する公示第 4 条第 1 項第 3 号）
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド。契約約款に関する公示第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 項）
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（契約約款に関する公示第 4 条第 1 項第 5 号）

（契約保証人の資格）

第 2 8 条 財務規則第 145 条第 1 項の規定する「契約保証人を立てる必要があると認めるとき」とは、設計、測量及びコンサルタント等業者との間において業務委託契約を締結するときをいう。

- 2 前項の規定により保証人を立てさせる場合は、第 7 条に定める有資格者のうちから請負業者と同等以上の資格を有する者を立てさせるものとする。

（契約保証人の免除）

第 2 9 条 前条第 1 項の定めにより業務委託契約を締結するときにおいて、契約金額が 300 万円未満である場合は、同項の規定にかかわらず契約保証人を立てさせることを免除することができる。

（前金払の請求予定等）

第 3 0 条 前金払に関する公示に基づき請負業者に対して前金払を行う場合は契約を締結するとき、契約業者から口頭により請求予定金額及び支払希望期日を申し

出させるものとする。

- 2 前金払を行った後第32条に規定する契約変更により、契約金額に3分の1以上の増減が生じた場合には、その増減後の請負金額に契約変更前の支払した率を乗じて得た金額によって前金払を追加又は返還させるものとする。

(部分払等の予定)

第31条 請負業者に対する部分払の予定は、契約約款に関する公示第37条の規定により、請負業者が提出する部分払請求予定書に記載された事項によるものとする。

- 2 完成払の予定は、契約書により完成年月日から予測して定めるものとする。

- 3 前条及び前2項の規定により定めた請負代金の支払予定及び支払結果の状況を把握するために資金管理表を作成するものとする。

(契約の変更)

第32条 競争入札により締結した契約を財務規則第146条第1項の規定により契約金額の変更をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は変更することができないものとする。

(1) 請負契約に定めた工事等の数量が増加したことにより、別途の契約に付すべきと認められる場合

(2) 当初の請負代金の30パーセントを超える増額を必要とする場合で、別途の契約に付すべきと認められる場合

- 2 財務規則第146条の規定にかかわらず市単独事業の軽微な契約内容変更については、変更契約を省略することができる。

(契約状況調書の作成)

第33条 契約担当課長は、毎月末現在における請負契約の締結状況に基づき、契約状況一覧表を作成するものとする。

第7節 契約の進行管理

(工事等の工程調査)

第34条 工事等の監督担当職員（以下「監督員」という。）は、財務規則第153条第2項の規定による職務のほか、請負業者から提出される工事工程表に基づき契約期間の毎月25日現在における進ちょく実績を調査しなければならない。

(工事等の工程管理)

第35条 監督員は、工事等の始期から完了に至るまでの経過を記録し、その管理

をしなければならない。

(工事等の進行管理)

第36条 監督員及び契約担当職員は、工事台帳により契約から検査及び支払いまでの進行を管理しなければならない。

第8節 検査

(検査の区分)

第37条 工事等の検査の方法は、財務規則第154条に規定する完成検査を含め、次に掲げる区分及び事項により行うものとする。

- (1) 完成検査 部分払検査又は中間検査において既に検査した部分を含め、全工事に対する検査及び委託業務の完了に伴う検査
- (2) 部分払検査(既済部分検査ともいう。) 工事又は委託業務の完成前に請負業者に対して部分払をするため工事又は委託業務の監督員の出来高確認に基づき、完成検査に準じて行う出来高に対する検査
- (3) 中間検査 工事の施行中に必要と認める場合に工事の施行状況、材料の適否又は期限内の完成の見通し等について、完成検査に準じて行う検査
- (4) 再検査 引渡しを受けた工事のうち、特に重要と考えられる構造物について行う検査

(検査員の検査区分)

第38条 工事等の検査担当職員(以下「検査員」という。)の検査区分及び任命並びに範囲については、別表第5に定めるものによるものとする。

(検査員の権限及び心得)

第39条 検査員は、財務規則第154条及び第155条の規定による実施権限を有するほか、必要があるときは検査を受ける者に対し、口頭又は関係書類によって説明を求めることができるとともに、軽微な事項については検査中にその場において指示することができる。

- 2 検査員は、あらかじめ契約書、仕様書及び設計図書等の関係書類により、その工事等の実態を熟知するとともに監督員から工事等の施行状況、監督の状況等を聴取の上、厳正かつ公平な検査を行わなければならない。
- 3 検査員は、前項による検査中に主要と認められる事項については直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の計画及び通知)

第40条 完成検査及び部分払検査は、請負契約及び添付書類に基づき、あらかじめ検査計画を定めて行うものとする。この場合検査員は、計画した日程を当該工事等の監督員に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた監督員は、工事等の進ちょく状況が示した検査日程に合致しない場合は、速やかに報告し、その処理について協議するものとする。

3 中間検査は、工事の施行中に行い、再検査は必要に応じて、施工担当部長又は施工担当課長及び監督員と事前に協議するものとする。

(検査の手續)

第41条 監督員は、請負業者から完成届を受理した日から起算して14日以内に完成検査を行うため、検査員に依頼しなければならない。そのときは、関係書類に写真及び検査員の求める資料を添付の上、検査員に提出するものとする。

2 前項の規定は、部分払の検査を行う場合に準用する。

3 前2項に規定する検査を行う場合において、当該工事の監督員は検査期日までに関係書類及び検査に必要な器具等を整備し、あるいは請負業者に準備させるものとする。

(工事検査の立会い)

第42条 工事の検査には、次の者を立ち合わせるものとする。

(1) 監督員又は施工担当部長が指名する職員

(2) 請負業者又は現場代理人

(工事検査の中止及び変更)

第43条 検査員は、次に掲げる場合で工事検査の実施が困難と認めたときは、検査を中止するものとする。

(1) 関係者の立会いがない場合

(2) 関係書類等が整備されていない場合

(3) 天災その他やむを得ない理由により検査の実施が困難な場合

2 前項の規定により、工事の検査を中止したときは、監督員に改めて検査を行う期日を通知するものとする。

(工事の検査方法の基準)

第44条 工事の検査を行うときの基準は、石川県が定める次の基準に準拠して行うものとする。

- (1) 土木工事検査基準
 - (2) 建築工事検査要綱
 - (3) 農林水産事業土木工事検査基準
- (検査評定の基準)

第45条 完成時における検査の工事成績又は業務成績は、成績評定の項目により
評点して行うものとし、その基準は別表第6に定めるものによるものとする。

(検査の復命及び結果通知)

第46条 検査員は検査を実施したのち、その結果を第37条に規定する検査区分に
基づき、次に掲げる書類を作成して市長に復命するものとする。

- (1) 完成検査の場合は、前条の規定により評定した結果に基づき調整した工事
完成検査成績復命書又は業務完成検査成績復命書
- (2) 部分払検査の場合は、部分払検査復命書
- (3) 中間検査及び再検査の場合は、中間（再）検査復命書

2 検査員は、前条に規定する完成検査を実施したとき、その評定した評点数が合
格基準に達しない場合又は手直し指示書（様式第17号）により、市長の決裁を得
て請負業者に対して手直しを命ずるものとする。

3 完成検査の結果通知に関し必要な事項は、別に定める。

(手直しの処置)

第47条 検査員は、前条2項の規定により手直しを実施させる場合は、その期限
となる日時について請負業者及び監督員と協議して決定するものとする。ただ
し、その日数が手直しを命じた日から15日以上を要すると認められる場合は、施
工担当部長と協議するものとする。

2 検査員は、請負業者及び監督員から手直しの完了の通知があったときは、手直
し指示書に基づき改めて検査を行うものとする。ただし監督員の報告及び写真等
により、手直しを確認できる場合は検査を省略することができる。

3 手直し検査の復命は、前条の規定を準用する。

(検査調書の作成)

第48条 検査員は、前2条の規定により、完成検査が合格したとき、又は第46条
第1項第2号の規定により、部分払検査の出来高が確認されたときは、財務規則
第156条第1項の規定により工事等検査調書を作成するものとする。

(破壊検査)

第49条 検査員は、財務規則第154条第3項の規定により、破壊検査を行う場合は、あらかじめ破壊検査箇所を指定し、監督員の立会いの下に請負業者をして検査できるように準備させることができる。

2 破壊検査は、必要最小限にとどめ検査終了後直ちに請負業者をして復旧させなければならない。

第9節 請負代金の支払

(前金払の支払)

第50条 前金払の支払は、請負業者が提出する保証書を添付した前金払請求書により支払うものとする。

(部分払の支払)

第51条 部分払の支払は、第31条の規定により請負業者が提出した部分払請求書の支払予定月における出来高を監督員が検定をした結果、部分払請求予定書の予定高を上回った場合にこれを支払うものとする。

2 請負業者の責めに帰さない事由により予定工程が遅延した場合は、前項の規定にかかわらず、支払予定月における実績出来高に基づき部分払をすることができる。

(その他)

第52条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行う等級の格付について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

客観的数値（総合数値）を求める数式

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の規定に基づき算出
（計算方式）

$$0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

＝総合数値又は客観的数値

X_1 ・・・許可又は登録を受けた業種の種類別平均完成工事高に係る評点

X_2 ・・・自己資本額及び利益額に係る評点

Y ・・・経営状況の評点

Z ・・・建設業の種類別の技術職員数及び元請完成工事高に係る評点

W ・・・その他の項目（社会性等）の評点

別表第2（第5条関係）

主観的数値に関する項目

1 工事成績評価点

工事成績評価点	付加数値
90点以上	+20点
90点未満 80点以上	+15点
80点未満 75点以上	+10点
75点未満 70点以上	0
70点未満 65点以上	-10点
65点未満 60点以上	-15点
60点未満	-20点

備考

1 工事成績評価点は、前々年から前年中（1月1日～12月31日）までの期間に竣工検査を受けた加賀市発注の工事（入札案件のみ）の工事業種ごとの平均点とし、付加数値は工事業種ごとに付加する。

2 ISO認証取得及びエコアクション21認証登録

ISO認証取得等	付加数値
ISO9000シリーズ	+10点
ISO14000シリーズ	+10点
エコアクション21	+5点

備考

- 前年の12月31日現在において、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「協会」という。）に認定されている審査登録機関又は協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関のISO9000シリーズ若しくはISO14000シリーズに係る認証取得及び公益財団法人地球環境戦略研究機関のエコアクション21に係る認証又は登録がある場合に主観的数値を申請する全業種に対し付加する。
- ISO14000シリーズの認証とエコアクション21の認証及び登録の両方を有する場合は、エコアクション21の付加は行なわない。
- 上限は20点とする。

3 次世代育成支援

事業者の規模	認定・届出の有無	付加数値
常時雇用する労働者が101人以上の者	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定による一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の認定を受けている	+10点
常時雇用する労働者が100人以下の者	「行動計画」の認定を受けている	+10点
	「行動計画」の届出をしている	+5点

備考

- 前年の12月31日現在における「行動計画」の認定又は届出の有無により、主観的数値を申請する全業種に対し付加する。
- ## 4 障害者の雇用

事業者の規模	障害者の雇用状況	付加数値
常時雇用する労働者が50人以上の者	法定雇用障害者数に相当する人数を超えて障害者を雇用している	+10点
常時雇用する労働者が49人以下の者	障害者を雇用している	+10点

備考

- 1 前年の12月31日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づいて障害者を常時雇用（1週間につき30時間以上、かつ3箇月間以上の期間雇用）している場合に、主観的数値を申請する全業種に対し付加する。
- 2 法定雇用障害者数（常用雇用労働者数×障害者雇用率（1人未満の端数は切り捨て））

5 除雪、災害時の協力及び緊急出動

協力区分	契約締結の状況等	付加数値
除雪	自社調達の機械で道路除排雪契約を締結している者（機械及びオペレーターの提供）	機械1台につき +10点
	市から貸与された機械で道路除排雪契約を締結している者（オペレーターの提供）	オペレーター1人につき +5点
	凍結防止剤散布作業契約を締結している者	+10点
災害	「災害時における応急対策工事に関する細目協定」、「災害時における応急対策活動に関する協力協定」又は「災害時等における応急対策活動に関する協力協定」を締結している協会等の会員	+10点
緊急出動	緊急漏水修繕の出動待機業務を契約締結している協会の会員	+10点

備考

- 1 前年の12月31日現在における加賀市との契約又は協定の締結状況により、主観的数値を申請する全業種に対し付加する。（除雪の上限は10点とする。）

6 指名停止措置

指名停止措置の期間		付加数値
2ヶ月未満		-10点
2ヶ月以上	3ヶ月未満	-20点
3ヶ月以上	4ヶ月未満	-30点
4ヶ月以上	6ヶ月未満	-40点
6ヶ月以上		-50点

備考

- 1 前年の1月1日から12月31日までの間に、加賀市において指名停止を受けた期間の累計により、全業種に対し付加する。

7 協力雇用主の登録

雇用主の協力内容	登録状況	付加数値
金沢保護観察所への保護観察対象者等の協力雇用主としての登録	有	+ 5 点

備考

1 前年の12月31日現在における協力雇用主の登録をしている場合に、主観的数値を申請する全業種に対し付加する。

別表第3（第5条、第15条関係）

格付数値及び指名基準表

（1）土木一式工事

等級	総合審査数値	発注予定金額
A	850点以上	4,000万円以上
B	760点以上 850点未満	1,500万円以上 4,000万円未満
C	680点以上 760点未満	300万円以上 1,500万円未満
D	680点未満	300万円未満

（2）建築一式工事

等級	総合審査数値	発注予定金額
A	780点以上	5,000万円以上
B	720点以上 780点未満	2,000万円以上 5,000万円未満
C	640点以上 720点未満	500万円以上 2,000万円未満
D	640点未満	500万円未満

（3）舗装工事

等級	総合審査数値	発注予定金額
A	840点以上	1,000万円以上
B	700点以上 840点未満	300万円以上 1,000万円未満
C	700点未満	300万円未満

(4) 造園工事

等 級	総 合 審 査 数 値	発 注 予 定 金 額
A	760点以上	1,000万円以上
B	700点以上 760点未満	300万円以上 1,000万円未満
C	700点未満	300万円未満

(5) 設備工事

等 級	総 合 審 査 数 値	発 注 予 定 金 額
A	790点以上	2,000万円以上
B	730点以上 790点未満	1,000万円以上 2,000万円未満
C	650点以上 730点未満	300万円以上 1,000万円未満
D	650点未満	300万円未満

備考 「設備工事」とは、管工事、電気工事をいう。

(6) その他工事

等 級	総 合 審 査 数 値	発 注 予 定 金 額
A	750点以上	1,500万円以上
B	720点以上 750点未満	700万円以上 1,500万円未満
C	680点以上 720点未満	300万円以上 700万円未満
D	680点未満	300万円未満

備考 「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事、及び設備工事以外の工事をいう。

別表第4（第16条関係）

直近上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準

（1） 土木一式工事

等 級	指名の等級・割合	摘 要
A	Aの者及びBの者	ただし、等級がAである工事の発注予定額の下限額の1.5倍を超える工事については、等級がBである者を指名することができない。
B	Aの者及びBの者	ただし、等級がBである工事の発注予定額の下限額の1.67倍を下回る工事については、等級がAである者を指名することができない。
C	Bの者及びCの者	ただし、等級がCである工事の発注予定額の下限額の4倍を下回る工事については、等級がBである者を指名することができない。
	Cの者50%以上 Dの者50%未満	ただし、等級がCである工事の発注予定額の下限額の1.5倍を超える工事については、等級がDである者を指名することができない。
D	Cの者50%未満 Dの者50%以上	

備考 ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

（2） その他工事

等級	指名の等級・割合	摘 要
A	Aの者及びBの者	ただし、等級がAである工事の発注予定額の下限額の1.5倍を超える工事については、等級がBである者を指名することができない。
B	Aの者及びBの者	
C	Bの者及びCの者	
D	Cの者50%未満 Dの者50%以上	

備考 「その他工事」とは、土木一式工事以外の工事をいう。

ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

別表第5（第38条関係）

検査員の検査区分範囲及び任命区分

検査区分	範 囲	検 査 員	任 命 者
完 成 検 査	設計額200万円以上の工事	契約担当課の検査員 及び施工担当課の職員	契約担当部長 及び施工担当部長
	1 設計額200万円未満の工事 2 測量調査、建設コンサルタント業務等の業務委託	施工担当課の職員	施工担当部長
中間検査・ 再検査	必要と認められる工事	契約担当課の検査員	契約担当部長
部分払検査 （出来高検 定）	既済部分の工事	契約担当課の検査員	契約担当部長

別表第6（第45条関係）

成績評定の評点基準及び評定基準

（１） 工事成績評点の基準

ア 第1次評定者（施工担当課の監督員）

評 定 項 目		基準点	摘 要
工 程 管 理	工 程 表 と 実 施 表 と の ず れ	20	
施 工 技 術	現場代理人等（全体把握、指導統率、技術能力）	15	
	現場作業員（熟練度、作業態度、人員確保）	5	
	熱意（連絡体制、積極性、創意工夫）	5	
施 工 管 理	現場管理（事前調査、施工計画、住民配慮）	20	
	出来高管理（整理状況、試験成績、精度）	15	
	安 全 保 安 管 理	5	
	使用材料（規格、品質、強度、性能、管理）	5	
工事に対する熱意	忠実、積極性、創意工夫、下請の有無	10	
合 計（A）		100	A 評点度合×0.5

イ 第2次評定者（契約担当課の検査員）

評 定 項 目		基準点	備 考
工 事	の 出 来 栄 え	30	
出 来 形	寸法、位置、数量、機能	30	
使 用 材 料	規格、強度、品質、性能	10	
書 類 の 整 備	工事写真、試験データー、材料検収、記録	20	
施工上の誠意	創意工夫、施工配慮、受験態勢、手直し履行	10	
合 計（B）		100	B 評点度合×0.5

（注） 小額工事の場合2次評定者は、監督員以外の主査以上の職員とする。

(2) 工事成績の評定基準

	評 定 区 分	総評点 (A + B) の範囲
優秀	特に優れているもの	90点～100点
良好	優れているもの	80点～89点
普通	普通	70点～79点
やや不良	普通よりやや劣るもの	60点～69点
不良	劣るもの (不合格)	59点以下

(3) 業務委託成績評点の基準

評定項目	成 績 標 準	基準点	摘要
1 技術の出来栄 (業務委託の主旨をよく理解し、技術を持って適正に作業されたかを評定する。)	業務委託の主旨をよく理解し、極めて適正に作業されていた 50点	50	
	業務委託の主旨をよく理解し、適正作業されていた 45点		
	普通に作業されており、一部指摘事項があった 40点		
	業務委託の主旨を理解せず、重要な指摘事項があり、やり直しを命じた 30点以下		
2 成果品等書類の整備 (報告書、成果図書、試験データ、写真、資料及び記録)	細部にわたりの確に整備されていた 20点	20	
	書類がよく整備されていた 18点		
	一部不足するものがあつた 15点		
	不十分であつた 10点以下		
3 作業の進ちょく	履行期限短縮 20点	20	
	履行期限どおり 17点		
	履行期限遅延 14点以下		
4 熱意	熱意が充分認められ、指示に忠実である 10点	10	
	熱意が認められるもの 8～9点		
	熱意が普通のもの 7点		
	熱意が認められない 6点以下		
合 計		100	

(4) 業務委託成績評定の基準

評 定 区 分		評 点 の 範 囲
優秀	特に優れているもの	95点～100点
良好	優れているもの	85点～94点
普通	普通	75点～84点
やや不良	普通よりやや劣るもの	65点～74点
不良	劣るもの（不合格）	64点以下

(5) 成績評定基準の端数処理

評点合計点は小数点以下第1位を四捨五入し評定する。

様式 略